

## A 3 . 0 2

**国際登録出願に係る類の記載に関する取扱い**

1. 国際登録出願に係る願書第10欄「GOODS AND SERVICES」（商品及び役務）の「Class」（以下「類」という。）は、当該国際登録出願の出願時に有効な国際分類に従って記載する。
2. 本国官庁は、以下の場合に該当するときは、国際登録出願の日（国際登録の日）に影響を及ぼさないことを考慮して、出願人に訂正した願書に差し替えを促すことができることとする。
  - ① 類の番号が記載されていない場合
  - ② 出願時に有効な国際分類による区分に従っていない場合
  - ③ 国際分類の区分の類順に記載されていない場合ただし、③の不備のみの場合には、訂正を促すことはしないこととする。

## 〔説明〕

- (1) 国際登録出願に係る商品又は役務は、国際分類（ニース協定）による区分に従っていない場合は、国際事務局はその国際登録出願について欠陥の通報をすることとしているので、通常、願書には、出願時に有効な国際分類に従って商品又は役務を記載することとなる。

基礎登録又は基礎出願が平成4年3月31日以前の出願に係る指定商品の表示は、日本独自の分類に従った区分に基づいていることから、国際登録出願の願書には、その指定商品を国際分類に従って記載されていなければならない（参考資料としては、「商標権の指定商品の書換のための書換ガイドライン」がある。）。

## 【備考】

当該国際登録出願に適用される国際分類は、本国官庁が当該国際登録出願を受領した時に有効な国際分類の版によることとなっているので、国際分類の改正が施行されることが明らかな場合は、その時期を考慮して記載する必要がある。

### A 3. 0 2

(2) 「類」の記載については、本国官庁の証明事項ではないが、出願人の手続上の便宜を図る観点から、出願人に対しその不備を訂正した願書に差し替えを促すことができることとする。

- ① 類の番号が付されていない場合
- ② 国際分類の類に従い区分されていない場合
- ③ 国際分類の区分の類順に記載されていない場合

ただし、③の不備のみの場合には、訂正を促すことはしないこととする。

この取扱いは、国際分類の区分が類順に記載されていないときは、国際事務局が職権で是正することとしているので、その不備のみの場合は、出願人に対し訂正を促す必要はないためである。

また、本国官庁は、上記に掲げる不備の訂正を出願人に対し促す場合、国際登録出願の日（国際登録の日）に影響を及ぼさないことを前提として行うこととし、最終的にその不備が是正されなくても願書を国際事務局に送付することとする。

※ 国際商標登録出願審査室は、本取扱いについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。